

第7節 個別会社への対応

I 第一火災海上保険相互会社（資料 10-7-1 参照）

第一火災については、平成 12 年 5 月 1 日に事業継続の断念をし、これを受け当庁が同社に対し業務の一部停止命令を行い、同日に保険管理人を選任し、保険管理人に対し保険契約の移転計画の策定を命じた。その後、保険管理人より、平成 13 年 1 月 17 日に第一火災の保険契約を損害保険契約者保護機構が引き受ける等を内容とする移転計画の承認申請があり、同年 1 月 19 日に当庁が当該移転計画を承認した。

さらに、平成 13 年 2 月 15 日に開催された第一火災総代会において、損害保険契約者保護機構へ保険契約を移転する旨決議され、また、当該保険契約の移転について、保険契約者による異議申立ても不成立となった。これらを受け、同年 4 月 1 日に、第一火災の保険契約は損害保険契約者保護機構へ移転された。

なお、第一火災の保険管理人に対し、第一火災の経営責任の明確化のために、調査委員会を設置し調査を行うよう命じていたが、平成 13 年 3 月 29 日、保険管理人より、旧経営陣等に対して損害賠償を請求していく旨発表された。

II 第百生命保険相互会社（資料 10-7-2 参照）

平成 12 年 5 月 31 日に第百生命が事業継続の断念をしたことを受け、同社に対し業務の一部停止命令を行い、翌 6 月 1 日に保険管理人を選任し、保険管理人に対し保険契約の移転計画の策定を命じた。その後、保険管理人より、第百生命の保険契約をマニュライフ・センチュリー生命保険㈱に移転すること等を内容とする移転計画の承認申請があり、平成 13 年 1 月 25 日に当該移転計画を承認した。

さらに、平成 13 年 2 月 15 日に開催された第百生命総代会において、マニュライフ・センチュリー生命へ保険契約を移転する旨決議され、また、当該保険契約の移転について、保険契約者による異議申立ても不成立となった。これらを受け、平成 13 年 4 月 2 日に、第百生命の保険契約はマニュライフ・センチュリー生命へ移転された。

なお、第百生命的保険管理人に対し、第百生命的経営責任の明確化のために、調査委員会を設置し調査を行うよう命じていたところ、同委員会の調査結果を踏まえ、平成 13 年 3 月 16 日、清算人の下に「提訴等検討委員会」が設置された。

III 大正生命保険株式会社（資料 10-7-3～7 参照）

平成 12 年 8 月 28 日、大正生命の資産運用に係る業務の運営が著しく不適切であること等から、同社に対し業務の一部停止命令を行い、翌 8 月 29 日に保険管理人を選任し、保険管理人に対し業務及び財産の管理を命じた。その後、保険管理人より、大正生命的保険契約を大和生命保険(相)とソフトバンク・ファイナンス㈱の共同出

資による新会社(あざみ生命保険株)に移転すること等を内容とする業務財産管理計画の承認申請があり、平成13年2月23日に当該計画を承認した。

さらに、平成13年2月27日に大正生命の保険契約をあざみ生命に包括移転すること等について、東京地方裁判所から株主総会の決議に代わる許可(代替許可)を取得し、また、当該保険契約の移転について、保険契約者による異議申立ても不成立となった。これらを受け、平成13年3月31日に、大正生命の保険契約はあざみ生命へ移転された。

なお、大正生命の保険管理人は、大正生命の経営責任の明確化のために、平成12年10月に調査委員会を設置し調査を行ってきたところ、同委員会の調査結果を踏まえ、平成13年3月16日、清算人の下に「提訴等検討委員会」が設置された。

IV 千代田生命保険相互会社（資料10-7-8～10参照）

平成12年10月9日、千代田生命は東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同13日、会社更生手続の開始決定がなされた。その後、管財人(坂井秀行弁護士)によって更生計画案の策定作業が進められ、平成13年2月23日に東京地方裁判所に提出されたAIGをスポンサーとする同社の更生計画案が、同3月31日に裁判所から認可決定を受けた。

さらに、千代田生命は更生計画認可決定の確定(同4月17日)を受け、当該計画に基づき相互会社から株式会社へ組織変更するとともに、AIGのグループ会社より600億円の資本注入(資本金300億円、劣後ローン300億円)を受けて、商号を「エイアイジー・スター生命保険株式会社」に変更し、同4月20日から営業を再開した。

V 協栄生命保険株式会社（資料10-7-11～13参照）

平成12年10月20日、協栄生命は東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同23日、会社更生手続の開始決定がなされた。その後、管財人(高木新二郎弁護士)によって更生計画案の策定作業が進められ、平成13年2月14日に東京地方裁判所に提出されたザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカをスポンサーとする同社の更生計画案が、同4月2日に裁判所から認可決定を受けた。

さらに、協栄生命は当該計画に基づきプルデンシャルの孫会社より1,480億円の資本注入(資本金500億円、劣後ローン980億円)を受けるとともに、商号を「ジブルタ生命保険株式会社」に変更し、同4月3日から営業を再開した。

VI 東京生命保険相互会社（資料10-7-14、15参照）

平成13年3月23日東京生命は、債務超過の状態が見込まれ事業の継続が困難だとして、東京地方裁判所に対して会社更生手続開始の申し立てを行い、併せて保険業法第241条第3項に基づき金融庁への事業継続困難の申し出を行った。

東京地裁は、東京生命からの申し出を受け、同日保全管理人を選任し、同社に対し、保全管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った。その後、3月31日同地裁は東京生命の更生手続の開始を決定し、同時に管財人（大橋正春弁護士）を選任、以後管財人の下で、スポンサーの決定、更生計画案の策定など、同社の更生へ向けた具体的な取り組みが続いている。